

広田収・生井武世・今井昌子・黒沢幸三の各氏

○有倉遼吉・土橋寛共編『私立大学の危機―教育・研究と財政―』
(B6判、二四六頁、一九七四年十一月、時事通信社、九〇〇円)

私立大学の交遷(尾形憲)／私立大学と学術行政(土橋寛)／私立
大学と国民の教育権(兼子仁)／私立大学における教育と研究(川
口弘)／私立大学と大学院(並木美喜雄)／「国立私学」を提言す
る(岩尾裕純)／資料(日本学術会議がおこなった私立大学関係の
勧告・要望・申入れ、私学関係振興予算一覧表)

○山田昭夫・内田 満 共編『近代文学資料8・10・有島武郎』上
・中・下(三分冊)一九七五年一月、中下巻順次刊行予定、桜楓
社、各一、〇〇〇円)

上巻：第一部 有島武郎全集逸文／遺稿(二編)／逸文エッセイ
(六一編)

中巻：第二部 有島武郎全集未収録書簡／未発表および未収録書簡
(二〇一通)／書簡(総)目録／書簡人名索引ほか／第三部
近親者資料／父武による「有島武手記集」ほか、母・妻・弟
・子息によるもの七編

下巻：第四部 周辺資料／「稲穂崎の素人画家」／農場関係資料な
ど四編／第五部 年譜／研究文献目録

同志社大学国文学会会則改訂全文

改訂 一九七四年十一月二十三日

第一章 総 則

第一条 本会は同志社大学国文学会と称する。
第二条 本会は国文学・国語および国語教育の研究を目的とする。
第三条 本会の会員は同志社大学国文学専攻に属する左記のものとする。

1 専任教員

2 学部在學生

3 大学院在學生

4 学部卒業生

5 大学院修了生

ただし、特に入会を希望し、評議員会の認められたものは会員になることができる。

第四条 第三条4・5項目の会員で、卒業または修了後四年以上を経過した者、および第三条ただし書きによる会員は、退会することができ。また、これらの会員のうち、会費の滞納が二年分以上に及んだ者は、退会の意思を表明したものとみなす。

退会者が復会を希望する場合は、未納会費を納入するものとする。

第五条 本会の事務所を同志社大学文学部国文学研究室におく。

第二章 事業

第六条 本会の第二条の目的を達成するために左記の事業を行なう。

- 1 研究会の開催
- 2 講演会の開催
- 3 機関誌の発行
- 4 研究上必要な調査見学
- 5 その他、目的達成に必要な事項

第三章 組織および役員

第七条 会長は会を代表する。会長は専任教員の互選による。

第八条 評議員会は総会に準ずる決議機関である。

第九条 評議員の選出は左記による。

- 1 専任教員 全員
 - 2 学部在学生 一部 十二名
二部 四名
 - 3 大学院在学生 一名
 - 4 学部卒業生 二名
 - 5 大学院修了生 一名
- ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十条 常任委員会は会務の企画、立案、執行に当る。

第十一条 常任委員の選出は左記による。

- 1 専任教員 四名
- 2 学部在学生 一部四名 二部一名
- 3 大学院在学生 一名
- 4 学部卒業生 一名
- 5 大学院修了生 一名

ただし、4・5項については会長がこれを委嘱する。

第十二条 会計監査は二名とし、評議員会が委嘱する。

第十三条 役員任期は一年とする。ただし再選をさまたげない。

第十四条 第三条の各項の会員はそれぞれの部会を設けることができる。

第四章 総会

第十五条 総会は本会の最高の決議機関である。

第十六条 総会の開催は左記による。

- 1 定期総会は年一回これを開かねばならない。
 - 2 臨時総会は評議員会または常任委員会が必要と認められた時、これを開くことができる。
 - 3 会員の五十名の要請があれば臨時総会を開かねばならない。
- 第十七条 総会は出席会員によって成立する。

第十八条 総会の議決は出席者の過半数をもって成立する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

第五章 会 計

第十九条 本会の会費は年額五〇〇円とする。

第二十条 本会の会計年度は四月一日より翌年三月三十一日までとする。

第六章 補 則

第二十一条 本会則の改正は総会において出席会員の三分の二以上の同意を要する。

第二十二条 本会則の発効は昭和五十年四月一日とする。

(注) 本年度総会において、会則第十九条に定める会費年額二

五〇円を年額五〇〇円に改めることが決定されました。

編 集 後 記

昭和四十年十一月に同志社國文学会が結成され、機関誌「同志社國文学」が創刊されてから十年の歳月がたとうとしている。途中曲折がなかったわけではないが、ここに間もなく第十号をお届けできることは、喜ばしい限りである。

土橋会長の発刊のことばにいう、「本学会は……国文学・国語学及び国語教育の研究を目的とするもので、本誌はそれらの研究活動の成果を発表する場所であるが、それは一面では会員の研究活動に何らかの貢献をしようとする意味を持つと共に、他面では広くわが国における国文学・国語学・国語教育の研究に対しても、その一翼を担おうとする公的・社会的な意志の表明でもある……」と。これらの目的ないし意志の発動がどのようになされてきたか、なされたところについては、諸賢のご批判にゆだねるほかはない。が、宣長大人によれば、「詮ずるところ学問は、ただ年月長く倦まずおこたらずしてはげみつとむるぞ肝要」ともいう。また次の区切りをめざして、まずは息の長い地道な活動を続けたいものである。

本号にも倦まずおこたらず歩んでいる先学、同学の力作を掲載することができた。小森教授の西鶴論は、安永教授の「戦時下の文学」(今回は休載)ともどもおなじみとなったし、黒沢氏のワニ氏関係伝承論、原田氏の紫式部日記、生井氏の近松、内田氏の有島武郎、玉村助教授の語彙論も、それぞれ独自の方法で、一貫して掘り上げられているテーマである。児島氏のは昭和四十八年度の卒業論文で、フレッシュな論が展開されている。

なお、本号には右の七篇を上まわる多数の力作が投稿されたが、紙幅の都合でやむをえず掲載できなかったものもある。せっかく原稿をお寄せくださった方々に、お詫び申しあげるしだいである。

次号にも多くのご投稿を期待したい。(50・1、駒木記)